

## 【一般社団法人 お金のソムリエ協会 規約】

本規約は、一般社団法人お金のソムリエ協会(以下「甲」という)が主宰する教育事業(以下「本事業」という)における甲と後記の認定講師署名欄に署名した者(以下「乙」という)との間の契約関係に適用するものとし、乙が署名をした時点で当該契約(以下「本契約」という)は成立するものとする。

(個別契約との関係)

第1条 甲と乙とが本規約に定める内容と競合する内容の別の合意をした場合は、その別の合意が優先する。

(認定講師資格の付与)

第2条 乙が次に掲げる全ての要件を満たした場合、甲による認定講師資格(以下「本資格」という)の付与の効力が生じるものとし、いずれかの要件を喪失した場合には効力を失うものとする。

(1) 甲が主宰する認定講師養成セミナーを修了し認定試験に合格すること。なお、当該セミナーの受講条件、開催の要項、修了の要件等については、甲が別に定める規定によるものとする。

(2) 本規約に同意をすること。

(3) 別紙に規定する本資格の登録料を、甲の指定する方法で支払うこと。

(4) 反社会的勢力の所属員および元所属員、メガバンクグループ企業の所属員および元所属員、不動産仲介会社ないし不動産販売会社等の所属員の、いずれにも該当しないこと。

2 本規約に基づく契約関係が終了した場合、本資格の付与の効力は喪失するものとする。

(有効期間と更新)

第3条 本規約の効力の有効期間は、乙が前条第1項により本資格の付与を受けた日から最初に訪れる3月31日までとし、甲は、有効期間を更新することができる。更新後の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、その後もまた同様とする。

2 乙が、次に掲げる全ての要件を満たした場合、本規約の効力は自動で更新されるものとし、乙は本資格の付与を受け続けるものとする。

(1) 別紙に規定する更新料を毎年3月31日までに、甲の指定する方法に従い、甲に対して支払うこと。

(2) 乙のスキルを維持、向上する等の目的で甲が研修や試験を開催する場合は、受講または合格すること。ただし、当該研修の受講料、テキスト等の教材費、交通費、宿泊費その他当該研修の受講にかかる各種費用は乙が負担するものとする。

(3) 更新の日から1か月前までに、甲より本規約に基づく契約関係を更新しない旨の通知を受けていないこと。

(4) 本規約に違反していないこと。なお、乙について規約違反等の通報が甲宛に寄せられた場合には、事実関係の確認が終了するまで本資格を停止する。

(5) 次項の異議を述べていないこと。

3 更新の日より1か月前までに、甲が、乙に対して更新後の規約内容を変更する旨及び変更後の規約内容を通知した場合において、乙が甲に対し当該通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、更新後の規約内容は当該変更内容どおりに変更されたものとみなす。

4 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とする。

(乙の権利)

第4条 乙は甲より本資格の付与を受けた者は、お金のソムリエマスター倶楽部への所属を条件に、別に定める規定に応じて次の各号に掲げる権利を有するものとする。

(1) お金のソムリエ入門セミナー等のフロントセミナー、及びお金のソムリエコース(以下、これらを全て「本セミナー」と総称する)を自ら主催、もしくは登壇する権利。

(2) 以下の呼称を肩書きとして使用し、本セミナーに勧誘する権利。

一般社団法人お金のソムリエ協会 認定講師、または、お金のソムリエマスター等、協会が指定した肩書

(3) その他、甲が別に定める権利がある場合はその権利。

(セミナーの開催等)

第5条 乙が、セミナーを主催し講師を務める場合においては、次の各号に掲げる規定に従うものとする。

(1) セミナーを開催する会場の確保、参加申込みの受付、参加者への案内、セミナー開催当日の運営その他セミナーを開催するために必要な業務、およびフロントセミナー受講料の入金受領及び管理に関する業務は全て乙が行うものとし、その開催にかかる費用は全て乙の負担とする。

(2) 前号にかかわらず、フロントセミナー以外についての受講料等の入金受領及び管理に関する業務は甲が行うものとする。但し、甲の依頼がある場合には乙が直接受領することを妨げない。

(3) セミナーの内容は甲が標準化した内容でなければならない。受講生(お金のソムリエ倶楽部会員等全ての会員を含む。以下同様)が支払う受講料等の金額は、甲が別に定める額と同一でなければならない。

(4) 乙がセミナーを主催する場合は、甲が別に定めるセミナー開催の手順に従うものとする。当該手順は、甲がいつでも変更できるものとし、変更する場合は、甲は乙に対して、その変更後の内容を通知する。

(5) 甲が受講料等を受領した場合には、コースの最終回に受講生から回収した全てのシェアシートを甲に提出完了した月の月末締めにて、その翌月の末日迄に、受講生から受講料として受けた金額(消費税別)のうち、別に定めた金額を、乙の指定する銀行口座に振り込む方法をもって支払う。なお、振込手数料等の支払い費用は甲の負担とする。

(6) セミナーの内容(セミナーの進行方法、フォローの方法等)は甲が乙に教授する以下に定める要件を満たして、運営を行い、講義しなければならない。

① 指定プレゼンテーションソフトの使用

② ワークおよびシェアの方式

③ 指定BGMの使用

④ セミナー募集サイトに指定サイトを使用

⑤ 通知・連絡用の指定サイト・指定SNSの利用

⑥ 協会の品位を損なわない、品格のあるセミナー会場の利用

(7) 甲の承諾を得ずに甲が定めていない(募集の雛形を用意していない)セミナー・勉強会・コンサルティング等を受講生・協会員・認定講師向けに実施してはいけない。また、甲の承諾を得ずに協会の顧問・認定講師・協会員・受講生を講師もしくはゲストとして招くセミナー・勉強会・コンサルティング等を実施してはいけない。

(8) 甲に無断で、所属する支部の管轄エリア外でのセミナーを主催・共催・企画してはいけない。

(9) 乙は、セミナーで使用使用する著作物について、複製等著作権を侵害する行為を一切行ってはならない。

(10) 乙は、甲の事前の同意がある場合を除き、乙の主催するセミナー内において、当該セミナーの参加者に対し、乙又は第三者の商品・サービスの紹介、購入の勧誘及び販売をしてはならない。

(11) 乙がセミナーを開催する会場内、共済者やサポーターとなる認定講師および協会員および甲が認める者を除き、聴講生、オブザーバー、その他いかなる名目をもってしても、受講生以外の者を立ち入らせてはならない。

(12) 乙は、コースの内容について動画撮影または音声録音をしてはならず、受講生に対してもそれらを許可してはなら

- ない。
- (13)乙は、セミナーの参加者から要望、クレーム等を受けた場合は、その内容及び対応の内容を甲に対し速やかに報告をしなければならない。
- (14)甲はいつでも、乙の主催するセミナーの開催場所に立ち入り、内容を確認することができるものとする。
- (15)乙が本条により生じる義務に違反した場合、甲は乙に対し、直ちにその主催するセミナーの開催の中止を求めることができる。その中止によりセミナーの参加者において損害を生じた場合は、全てその賠償は乙においてなすものとし、乙は甲に対し求償はできない。
- (16)セミナー受講規約、その他乙と受講生との間の取り決めに関する規定については、甲が別途用意する規定の雛形を用いるものとし、甲の事前の同意がある場合を除き、独自の取り決めをしてはならない。
- (17)その他、セミナーの開催について乙が遵守すべき事項については、甲が別に定める規定がある場合はそれに基づくものとし、乙はその規定を遵守してセミナーを主催、講義を行わなければならない。

#### (委託業務の範囲等)

第6条 甲は、乙に対し、甲の顧客に対する以下の業務につき、委託する場合がある。その場合、委託業務の対価として別紙に定める報酬を支払う。

- (1)お金のソムリエ倶楽部及びお金のソムリエマスター倶楽部の例会、グループコンサル、分科会などの開催
- (2)本部・支部・委員会開催セミナーの講師業務
- (3)本部・支部・委員会派遣のサポーター業務

#### (通知の方法)

第7条 甲から乙に対する通知の方法は、EメールやSNS、専用サイトでの告知など、甲の指定するシステムにアップロードする方法、その他甲が定める方法をもってすれば足りるものとする。

#### (変更の届出)

第8条 乙は、甲へ伝えたその氏名、住所、Eメールアドレス、電話番号、その他の個人情報に変更が生じた場合には、その変更があった時から1週間以内にその旨及び変更後の内容を甲に対して通知しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の通知を行わなかったことによる乙の不利益についての責任を負わないものとする。
- 3 乙が第1項の届出を怠った場合、甲が知り得る最終の連絡先宛てに発した通知は、通常到着するまでに必要な期間を経過したときに、乙に到達したものとみなす。

#### (広告等)

第9条 乙がセミナー等の広告や活動のPRを行う場合は、社会通念に照らし適切な方法をもってする。

2 乙が甲の名称または認定講師としての呼称等をもって、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、書籍、Webメディアと等に出演、掲載されようとする場合は、事前に甲にその旨を通知しなければならない。

3 乙がセミナーの広告等をするためにチラシ等の広告物を制作する場合は、その内容について、事前に甲の承認を受けなければならない。

4 その他、乙がセミナーの広告や活動のPRを行うにあたって遵守すべき事項について甲が別に定める場合は、乙はそれに従うものとする。

#### (委託等の禁止)

第10条 乙は、セミナーを主催する場合に、その講師及びサポーター等を第三者(従業員や家族を含む)に行わせてはならない。

#### (契約の地位)

第11条 乙は、本契約から生じる一切の権利及び一切の義務並びに契約上の地位(本資格の付与を受けた地位を含む)を第三者に譲渡・相続することができず、乙が死亡した場合、本契約は終了するものとする。

#### (類似的商標出願の禁止)

第12条 乙は、本契約の期間中並びに本契約の期間終了後5年の間は、甲、甲の代表者、甲の代表者が主宰する別の法人が設定の登録の出願をした商標について、当該商標の全部又は一部の文字列、図形及び記号を含む商標をもって商標権の設定の登録の出願をしてはならないものとする。

#### (禁止事項)

第13条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)各種法令(各官庁が規定するガイドライン等を含む)に違反する行為を行うこと
- (2)甲の制作するセミナーの内容、テキスト、習得した技術等を第三者に対し開示すること(YouTube、facebook等のソーシャルメディアを利用して、本セミナーにかかるノウハウ等を流出させた場合を含むが、それらに限られない)
- (3)本セミナーの受講生とその家族、他の認定講師とその家族、その他甲の関係者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、不動産業者や金融商品取扱業者、エージェントの紹介、その他商品またはサービスの案内、購入の勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行うこと。なお、受講生の依頼を受けてやむなく情報提供した場合には、1週間以内に甲に対して報告すること。
- (4)甲の事前の承認を得ることなく、甲の名称を使用して、もしくは、使用したと誤認させるおそれのあるイベント、セミナー等を自主開催すること、又はそれらに講師として登壇すること。
- (5)自主開催又は講師として登壇するイベント、セミナー等において、甲の事前の承認を得ることなく甲の協賛及び後援をうたうこと
- (6)受講生もしくは第三者から金品その他名称や形態を問わず何らかの報酬を受領してコンサルティングを行うこと。但し、事前に甲の承認を得た場合を除く。
- (7)甲の顧問・認定講師・協会員・受講生に対して、甲に無断で勉強会・コンサルティング・セミナーへの登壇・業務提携等を打診すること。
- (8)第25条に定める活動倫理の規定に反する行為をすること

#### (資格返上)

第14条 セミナー開催中を除き、乙は甲に対して3か月前に通知をすることにより本資格を喪失できる。

2 乙は、前項その他の事由により、本資格を喪失した場合、甲に対して、既に支払ったライセンス維持、あるいは本資格の認定料、本事業に関するセミナーの受講料・報酬、その他何らの返還の請求もできず、本契約から生じる一切の権利を喪失するものとする。

#### (解除と資格の喪失)

第15条 乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、甲は、乙に対し、本規約に基づく契約関係を解除し、乙の本資格を喪失させることができる。

- (1) 甲の同意なく、本セミナー、その他セミナーの内容、テキスト、習得した技術等を第三者に対し開示をした場合 (YouTube、facebook等のソーシャルメディアを利用してノウハウ等を流出させた場合を含むがそれらに限られない。)
  - (2) 乙が甲又は他の認定講師の名誉・信用を毀損し、若しくは甲又は他のライセンシーの業務の妨害をする等により、甲又は他の認定講師の事業活動に悪影響を及ぼしたと甲が判断した場合。
  - (3) 本規約、別紙規約、甲と別に取り交わした契約、甲が別に定める規定等、又は法令に違反した場合。
  - (4) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合。
  - (5) 本規約及び甲が別に定める規定等により通知をすべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合。
  - (6) 甲が、乙が届け出た電話番号、ファクシミリ番号、Eメールアドレス及び住所のうち適切と認める2つの連絡先に返信を求める通知を行ったにもかかわらず、最後の通知の日から1か月以内に返信がない場合。ただし、甲が電話、Eメールその他適切と認める方法で乙と連絡をとることができ、乙が配達可能な住所を届け出、当協会がその住所に配達可能であることを確認した場合には、この限りでない。
  - (7) 認定講師としての品位を欠き、相応しくない態度をし、又は相応しくない言動をしたと甲が判断した場合。
  - (8) 甲又は甲の利害関係者(個人、法人を含む各種団体を問わない。)、及び他の認定講師や役員・顧問に対し、口頭・文書・SNS・メール・投稿・ブログ・寄稿・出版などの手段・方法を問わず、誹謗中傷をしたと甲が認定する事実がある場合。
  - (9) 甲及び他の認定講師の活動を妨害する等により、その活動に悪影響を及ぼしたと甲が判断した場合。
  - (10) 別に定める規定等に違反し、甲による注意・指導後も改善が見られないと甲が判断した場合。
  - (11) 本資格の付与を受け続けることが妥当でない事由があると甲が判断した場合。
  - (12) その他、第13条に規定する行為を行った場合
- 2 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく契約関係を解除し、本資格を喪失することができる。

- (1) 甲が差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は会社更生手続の開始、破産手続の開始若しくは競売を申し立てられ、又は自ら再生手続開始の申立て、会社更生手続の開始の申立て若しくは破産手続の開始の申し立てをした場合。
  - (2) 甲の手形が不渡りになった場合。
  - (3) 甲が乙の名誉・信用を毀損し、若しくは乙の業務の妨害をした場合。
  - (4) 甲が法令の要請・行政措置により廃業した場合。
- 3 本規約に別に定める場合を除き、本規約に基づく契約関係の解除は、解除前に既に発生した当事者間の権利義務関係に影響を及ぼさない。

#### (本資格喪失後の処置)

- 第16条 乙は、本資格を喪失した場合、すみやかに、自己の費用にて、本事業に関して甲が乙に提供する一切の本協会の著作物、著作物を加工したもの(以下「本講義内容」という。)の含まれる一切の書類、データ及び媒体を、甲の指示に従って返還し、PC内のデータを抹消しなければならない。
- 2 乙は、本資格を喪失した後、甲が乙に提供した一切の書類、データ、及び媒体等の著作物(本協会が提供したものを元にして乙がその著作物を加工したものの含まれる)を、使用した場合は、損害賠償請求を免れないこととする。
- 3 乙が、乙に起因する事由により本資格を喪失した場合、甲は既に乙が支払ったいかなる対価についても返還する義務を負わないものとする。
- 4 本資格を喪失した理由のいかんを問わず、第10条乃至第13条、第17乃至第21条、第25条の規定は、乙が本資格を喪失した後もその効力を有するものとする。

#### (競業禁止)

- 第17条 乙は、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後2年の間は、事前に甲の書面による同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業(本セミナー類似のセミナー、勉強会、会員制度、研修、資格・ライセンスを発行する事業、認定講師を育成する事業を含むが、それらに限られない。以下「競業事業」という)を行ってはならず、競業事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもっていかなる役務も提供してはならず、いかなる協力又は従事もしてはならない。

#### (知的財産権)

- 第18条 乙が第4条の権利に基づき活動をするに際して、甲の保有する商標権、著作権その他の知的財産権を使用する必要がある場合は、甲が別に定める規定がある場合はそれに従うものとし、別に定める規定がない場合、又は、その規定の範囲を超えて使用しようとするときは、事前に甲の書面による同意を得なければならない。
- 2 本セミナー内容に含まれる名称及び標章並びにそれらを含むインターネットドメイン名は甲又は甲に権利を許諾した者に帰属するものとする。
- 3 本セミナー内容及び本講義内容に関連する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにそれらを出願する権利は甲又は甲に権利を許諾した者に帰属する。
- 4 乙は、甲の事前の書面による承諾のない限り、本講義内容の複製、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾、インターネットを通じた送信・公開、ドメイン名の取得、コピープロテクトその他の技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変等これらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。
- 5 乙は、本セミナー内容をセミナーの範囲内においてのみ使用し、それ以外にはいかなる方法であれ第三者に開示してはならないものとする。
- 6 乙は、第三者が、本事業に関して乙が取得した参加者に関する情報(以下「本機密情報」という。)又は本講義内容を不当に利用していることを発見した場合、並びに、当協会又は甲に権利を許諾した者に帰属している著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を侵害していることを発見した場合は、速やかに甲に通知し、その対応に協力しなければならない。
- 7 乙は、甲又は甲の指定する者が自らのニューズレターに掲載するために認定講師が創作した原稿を、セミナーの営業その他の目的のために、甲又は甲の指定する者が適切と認めた修正を加えたくて無償で使用することを許諾する。

#### (秘密保持義務等)

- 第19条 乙は、本機密情報及び本規約等の内容を、いかなる第三者にも開示してはならないものとし、本規約の履行以外の目的で使用してはならないものとする。なお、本機密情報について、広報活動及び研究、教育、訓練等のために開示する場合は、個人情報保護法その他の法令及び会員規約等を遵守し、事前に甲及び当該参加者の書面による同意を得なければならない。
- 2 乙は、他の認定講師や、受講生の、個人情報(氏名、電話番号、住所、所属会社、メールアドレス等)について、本規約に基づくセミナーの開催以外の目的で使用してはならず、個人情報保護法その他の法令及び甲が指定する会員規約等に従って取り扱うものとし、且つ、いかなる第三者にも開示又は漏洩してはならないものとする。
- 3 乙は、認定業務に従事する一切の法人及び個人に本条の秘密保持義務を遵守させるものとする。又、本規約に基づく契約関係が終了した後も、秘密保持義務を遵守させるものとする。
- 4 甲は、乙より受講生の個人情報を取得した場合、次の各号に掲げる目的の範囲内でこれを取り扱うものとする。
- (1) 甲への意見や感想をもらうため

- (2)市場調査、顧客動向分析その他、甲の経営及び運営上必要な分析を行うため
- (3)甲のマーケティング活動に利用するため
- (4)業務上必要な連絡をとるため
- (5)その他甲のサービスを適切かつ円滑に提供するため

(各当事者の責任)

第20条 乙は、本規約に違反して、または本事業に起因又は関連して、乙の過失又は故意により甲が被った損害の一部又は全部を乙の帰責に応じて補償しなければならない。

2 乙は、乙が本事業に起因又は関連して、乙と参加者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するものとする。

3 乙は、第12条(類似的商標出願の禁止)、17条(競業禁止)、または第18条(知的財産権)に違反をした場合、違約金として、金4000万円を超えない額で甲が定めた額を、甲に対して支払わなければならない。

(甲の免責)

第21条 乙がセミナーを開催中、参加者その他第三者に対し損害を加えた場合においても、甲は、乙及び第三者に対し何らの責任も負わず、その責任は乙が負うものとし、乙から一切の求償も受けないものとする。

(確認条項)

第22条 本資格の付与は、甲が乙に対して、乙の事業における成果を何ら保障するものでなく、又、セミナーの開催を含めた乙の行う事業に関して一切の責任を負うものでないことを確認する。

2 甲と乙とは、独立した事業者であり、相互間に代理、雇用、共同経営、合弁等の関係がないことを確認する。

3 甲から乙に対する通知があった場合、乙がその通知内容を覚知していないことによる不利益については、乙に何らの事情があろうとも甲はその責任を負わないことを確認する。

4 甲は、本事業について、その存続の保障をするものではなく、乙との本規約から生じる契約が存続する限りにおいて、その責務を負うものであることを確認する。

5 乙は、甲に対し、本規約の内容が甲と他の認定講師との間の規約の内容と異なることを理由として、本規約の内容に異議を述べ、又は本規約の内容の変更を要求することはできない。

(会費・謝礼他)

第23条 会費・謝礼他について定める別紙の内容は本規約の一部であり、本規約と一体をなすものとする。

2 別紙の内容は、甲の決定により、変更の日から1か月前までに、乙に対して内容を変更する旨の通知をすることによって、いつでも変更することが出来る。

(プライベートカンパニーの特例)

第24条 乙が、乙と実質一体をなすプライベートカンパニー(乙または乙の家族が代表を務め、または出資する、合同会社その他の法人)の業務の一環として認定講師としての業務を行うことを妨げない。この場合、乙のプライベートカンパニーは、乙と同様の義務を負うと共に、乙の指示に基づいて、経済的な効果を当該プライベートカンパニーに帰属させることができる。

(活動倫理)

第25条 乙は、次の各号に掲げる活動倫理を遵守しなければならない。

(1)甲の活動目的(理念・ビジョン・ミッション・バリュー・行動指針)を常に念頭に置きながらその活動すること。

(2)常に品位を保持し、誠実にその活動を行なうこと。

(3)各種法令とルールを遵守し、甲、セミナーへの参加者、他の認定講師その他甲の関係者等の社会的信用を傷つけるような行為をしないこと。

(4)セミナーへの参加者、他の認定講師その他甲の関係者等との間で、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、不貞行為、それらに準ずる行為を行わないこと。

(5)セミナーへの参加者、他の認定講師その他甲の関係者等に対して、性別、人種、国籍、年齢、宗教、思想、民族、婚姻、性的な好み、政治的信念、身体的・精神的障害、能力の高低等によって差別をしないこと。

(内容の変更)

第26条 甲は、乙に通知することにより、有効期間中においても、本規約の内容を変更することができる。

(専属管轄)

第27条 本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をその専属の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第28条 本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上の各条項につき、私は、同意をします

西暦 年 月 日

認定講師

住所

氏名

印

業務を遂行するプライベートカンパニー

住所

法人名

代表者

印